

行 財 政

1 しごとの仕方改革の推進

より効果的な政策を立案できるよう、令和 7 年 3 月に策定した「新京都戦略」の「しごとの仕方改革編」に基づき、公民連携などの多様な主体との協働や、地域のニーズに応じた公共資産や公共空間の活用、業務改善の推進やデジタル環境の整備等による市役所のアップデート、創造的に市政を改革する職員・組織づくりに取り組みます。

(1) 多様な主体との協働

公共課題が複雑化・多様化する中、市民、地域、NPO、民間事業者、大学などの多様な主体と協働し、それぞれの専門性や資源を活かすことで、課題解決や市民サービスの向上等を図ります。

その一環として、令和 7 年度に指定管理者制度の見直しを実施し、「賃金・物価スライド制度」の導入や柔軟な指定期間の設定など、実態に即した運用を行っています。

また、外郭団体については、各団体の専門性や強みを最大限に活かし、政策推進のパートナーとして連携を深めるため、同年度に市長をトップとする「京都市グループ政策連携共創本部」を新たに設置し、同本部のもとで政策連携強化の取組を推進してまいります。

(2) 公共資産・公共空間のフル活用

ア 概要

学校跡地をはじめとする保有資産については、人口増加、雇用創出、地域の活性化など、市全体に効果が波及するような活用を図っていくことが重要と考えております。保有資産の活用によって、政策ニーズの実現、より魅力的なまちづくりにつながるよう、新京都戦略に基づき、全市的な観点から有効な活用方法について検討し、より一層戦略的な活用を進めてまいります。

イ 学校跡地活用

統合により生み出された学校跡地については、本市全体の発展や都心地域の再生に資する跡地活用となるよう、平成 6 年 8 月に策定した「都

心部における小学校跡地の活用についての基本方針」に基づき、芸術センター、国際マンガミュージアムなど、多種多様な施設を整備してきました。

平成 23 年 11 月には、学校統合の進展や本格的な活用に至らなかった跡地の状況などに対応するため、新たに「学校跡地活用の今後の進め方の方針」を策定し、本市事業に加え、公共的・公益的な団体による事業や民間事業による活用も可能としました。この方針に基づき、平成 24 年 7 月からは、学校跡地を長期にわたり全面的に活用する事業を対象として、民間等事業者からの提案を広く募集し、平成 27 年 6 月には、事業者のニーズを集約し、地域がより主体的に参加できる仕組みとして、「事業者登録制度」を導入しました。

現在、5 校の学校跡地（元清水小学校・元立誠小学校・元白川小学校（元栗田小学校）・元植柳小学校・元新道小学校）で事業者と土地貸付契約を締結しています。

元清水小学校：宿泊施設（令和 2 年 3 月オープン）

元立誠小学校：文化・商業・宿泊の複合施設（令和 2 年 7 月オープン）

元白川小学校（元栗田小学校）：宿泊施設（令和 4 年 7 月オープン）

元植柳小学校：宿泊施設（令和 5 年 9 月オープン）

元新道小学校：宿泊施設（令和 8 年 3 月オープン）

今後も本市の政策課題や地域の活性化に資する活用の実現に向けて取り組んでまいります。

ウ 公共施設マネジメント

「京都市公共施設マネジメント基本計画」（平成 27 年 3 月策定、令和 7 年 3 月改定）に基づき、効率的かつ効果的な維持修繕による長寿命化や施設保有量の最適化など、公共施設を資産として最適に維持管理し、有効活用を図る取組を全庁的に進めています。

人口減少等の社会情勢の変化を踏まえて不断に点検し、時代に合った施設機能の見直しを進め、そのうえで、まちの活性化や、地域の人材交流拠点の必要性の高まり等を踏まえた、より戦略的な活用を重視した取組を進めてまいります。

庁舎施設（市民利用施設、庁舎等）については、施設類型別計画（個別施設計画）である「京都市庁舎施設マネジメント計画」（平成 29 年 3 月）により、長寿命化と保有量の最適化に関してより具体的な取組を進めています。

(3) 市役所のアップデート

「行政に誤りはない」とする無謬性にとらわれず、業務プロセスを見直し、市民参加型の新しいワークスタイルを創造することで、より効率的で、市民ニーズに応じた迅速な対応を推進します。

また、行政の発想にとらわれない民間ノウハウや公民連携手法を積極的に取り入れ、事務・経費の最適化に向けた経常事務の点検を実施しています。

さらに、事務事業評価については、事業の見直しや改善につながる効果的な評価制度への見直しを図ります。

併せて、業務プロセスの見直しや DX 推進による業務効率化により、市民サービスの向上を図るとともに、その基盤となるデジタル環境の整備を進めています。

(4) 創造的に市政を改革する職員・組織づくり

本市では、「新京都戦略」に掲げる取組を着実に進めていくため、令和 7 年 3 月に「京都市人材育成・組織活性化計画」（令和 7～11 年度）を策定し、本市の人材育成・組織活性化に係る方針と具体的な取組を進めています。

また、令和 6 年度に全庁的に不祥事が発生したことを受け実施した人事管理・組織風土に係る全庁的な点検の結果判明した課題等も踏まえて、新たな「京都市職員コンプライアンス推進指針」を策定しました。

本計画及び指針に基づき、創造的に市政を改革・けん引できる職員の確保・育成及び全ての職員がいきいきと安心して活躍できる組織づくりを推進するとともに、規範意識向上とコミュニケーション充実によるコンプライアンスの推進に向けた各種取組を推進しています。

具体的には、有為な DX 人材の確保・育成をはじめ、社会の変化に対応できる職員の能力開発・成長支援、自由闊達な議論から政策を生み出す組織風土の醸成をはじめ、職員の行動規範の再定義や管理職員のマネジメント意識の変革などに取り組んでおり、また、コンプライアンス推進月間等の各種取

組を継続して実施することで、引き続き、創造的に市政を改革する職員・組織づくりに取り組んでまいります。

2 ふるさと納税・企業版ふるさと納税

ふるさと納税による財源確保に取り組んでいます。返礼品の充実をはじめ、ふるさと納税ポータルサイトを活用した PR などを通じ、さらなる寄付獲得を図ります。

また、企業版ふるさと納税についても、寄付獲得に向け京都に縁のある企業へのアプローチなどを進めます。

3 課税自主権の活用

本市では、政策目的の達成のための一つとして活用する場合や、歳入歳出の改革を徹底する中でも、本市独自の財政需要を賄うための財源を確保する必要がある場合に、新税、超過課税等の課税自主権の活用を検討することとしており、そのための附属機関として、「京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会」を設置しています。

本検討委員会の答申を踏まえ、市民・観光客・事業者三者の満足度が高く、新たな魅力や価値の創造等にもつながる「持続可能な観光」の実現に向けた施策に要する財源を確保するため、令和 8 年 3 月 1 日より宿泊税の税率見直しを行いました。

また、令和 12 年度の「非居住住宅利活用促進税」の課税開始に向けて、引き続き、詳細な事務運用基準の策定や課税システムの開発に係る調査・検討等を進めるとともに、課税開始前から空き家等の利活用を促進できるよう、積極的な周知・広報に取り組んでまいります。

4 危機管理・防災・減災

(1) 危機管理分野

地震・風水害といった自然災害や大規模事故だけでなく、テロ災害や予期せぬ危機事象など、あらゆる危機の発生に的確に対応するため、「危機管理監」及び「防災危機管理室」を設置するとともに、危機のレベルとその

対応体制、危機発生時の情報処理の基本などを明示した「京都市危機管理基本計画（危機管理対応指針）」を策定し、より迅速で、より実効性のある、全庁的な危機管理体制を構築しています。

また、この基本計画に基づき、局等が各々で所管する事務に関連する危機に具体的に対応するための「危機管理計画」を策定・運用するなど、全庁を挙げて市民の生命、身体、財産を守る体制を整備しています。

令和元年 12 月には、様々な危機事象への対策本部として、情報の収集・整理・伝達、対策の立案、決定、指示を一元的に行う「京都市危機管理センター」を京都市役所分庁舎 4 階に設置し、運用しています。

ア 国民保護

国民保護法において、地方公共団体の国民の保護のための措置に関する責務について定められていることから、本市においても、国民保護に関する諮問機関である「京都市国民保護協議会」を設置するなど体制を整備しています。また、京都市国民保護協議会での審議や市民の皆様からの意見を踏まえ、「京都市国民保護計画」を策定し、万一の大規模テロや武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を保護するための仕組みを構築しています。

(2) 防災分野

本市では、地震被害想定や地域防災計画に基づき、防災対策を着実かつ迅速に進めています。

また、自助、共助、公助の基本理念に基づく市民、事業所、地域、行政の役割を明確にするとともに、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らのまちは自らが守る」を基本とした市民と行政との協働による防災まちづくりを推進するとともに、災害応急活動体制等の整備拡充に取り組んできました。

平成 24 年 4 月には、有事における災害対応や復旧等を進めていくための全庁横断的な調整力・指導力の強化を図るため、防災危機管理室を消防局から行財政局へ移管するとともに、地域防災力の強化に向け、全ての区役所・支所に地域防災係長を配置しました。また、平成 26 年 4 月には、平成 16 年 4 月から防災危機管理室に兼職・併任としていた各局等の庶務担当部長等に加えて、全区役所・支所の地域力推進室長及び同室地域防災係長を

防災危機管理室に兼職としました。

なお、令和 2 年 4 月には、災害救助法における救助実施市の指定を受け、大規模災害時における被災者の救助の円滑かつ迅速な実施を図る体制を整えました。

ア 防災会議

京都市防災会議は、災害対策基本法第 16 条の規定に基づき設置しているもので、京都市と府や国の機関、ライフライン関係事業者などの防災関係機関の委員等及び学識経験者からなる専門委員で構成されています。

防災会議では、地域防災計画を作成するとともに、毎年点検し必要があると認めるときはこれを修正しています。また、計画に定める施策の推進、総合防災訓練の実施や防災に関する重要事項の審議等を行います。

イ 地域防災計画

京都市地域防災計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき京都市防災会議において作成しています。

この計画は、災害の防止と被害の軽減に向けた総合的な防災対策をまとめたもので、災害時における行政、関係機関及び市民の役割を明確にし、地震災害をはじめ、台風や集中豪雨等による風水害、土砂災害、突発的な重大事故や原子力災害などの各種災害に備えた計画としています。

ウ 災害対策本部

京都市災害対策本部は、台風や集中豪雨等による風水害や突発的に重大事故等が発生した場合又は発生するおそれがある場合、京都市域に震度 5 弱以上の地震が発生した場合などに、災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき市長が設置します。防災関係機関と連携して迅速に的確な対応を行い、全庁体制で災害応急活動や復旧活動に取り組みます。

(3) 原子力災害対策分野

ア 防災会議専門委員会（原子力部会）の設置

より専門的な知見に基づき、本市の原子力防災の推進を図るべく、京都市防災会議専門委員会の一つである原子力部会において、「京都市地域

防災計画「原子力災害対策編」の見直し及び原子力災害対策の取組の推進について、検討や協議を行っています。

イ 「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」の策定

平成 24 年 10 月、国の原子力規制委員会により策定された原子力災害対策指針において、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）が「原発から概ね半径 30km を目安とする区域」と示されたことにより、本市では大飯原発から半径 32.5km 圏内の左京区及び右京区の北部地域を UPZ と定め、平成 25 年 3 月、同指針に準拠した「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」を策定しました。今後も、最新の科学的知見に基づき、逐次、本計画の見直し、修正を行います。

ウ 計画に基づく原子力災害対策の実施及び強化・充実

策定した計画に基づき、国、府、原子力事業者等との連携強化、原子力災害情報の収集・伝達体制の整備、環境放射線モニタリングの強化・充実、UPZ 地域における避難マニュアルの作成、原子力災害を想定した防災訓練の実施、内部被ばく防護措置として安定ヨウ素剤の備蓄、市民に対する原子力防災に関する知識の普及・啓発など、UPZ 地域の住民はもとより、市民の生命、身体及び財産を守るため、原子力災害対策の取組を推進しています。

(4) 防災・災害情報の収集、共有及び市民への周知

ア 情報の収集及び共有

(7) 京都市防災情報システム

市及び区災害対策本部で災害被害情報、市内河川水位及び市内雨量情報等の災害情報を共有できる京都市防災情報システムを導入しています。

(4) オペレーションシステム等

京都市危機管理センター内に、移動式大型マルチディスプレイ 2 機を整備し、災害対策本部として収集する各種情報について、リアルタイムで必要な情報を複数選択し、同時に表示することで、対応の迅速化と情報共有の強化を図っています。

(5) 情報共有システム

令和元年度、LINE WORKS を導入することにより、自然災害をはじめとする危機事象発生時における庁内での迅速かつ的確に情報共有できる仕組みを構築しました。

(1) J-ALERT、Em-Net

総務省消防庁から緊急情報を受信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び首相官邸の危機管理センターから直接緊急情報を受信する緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）により、国民保護・危機事象等に対応するための情報収集体制を整備しています。

イ 市民への情報周知

(7) インターネットによる情報提供

防災情報の周知と緊急情報のリアルタイム発信のため、「京都市防災ポータルサイト」等を運用しています。

京都市防災ポータルサイトでは、地震・水害・土砂災害のハザードマップなどの自然災害に備えるための防災情報や災害発生後のり災証明・被災者支援に関する情報等を掲載しています。京都市域において気象警報発表中は災害時緊急画面に自動で切り替わり、防災気象情報、河川水位情報、避難情報の発令状況等の緊急情報を発信します。また、自動翻訳による多言語対応や、スマートフォン・タブレット等に対応したフレキシブルデザインを採用しており、市民だけではなく外国からの観光客等に対しても、同様の防災情報を提供しています。

(4) メディア一斉送信システム及び避難情報伝達システムによるメッセージ配信

事前に登録された自主防災会関係者に対し、固定電話又はファクシミリにより、気象警報や避難情報を伝達しています。また、平成 27 年度からは、携帯電話で配信される緊急速報メールが受信できない高齢者等の避難行動要支援者のうち希望者に対して、固定電話又はファクシミリにより避難情報を伝達しています。

(6) 大型文字表示装置による情報発信

京都駅前設置の大型文字表示装置で国民保護情報、京都市の気象情報、地震情報を発信しています。

(イ) 緊急速報メール

京都市内にある携帯電話等に対して直接メッセージを一斉配信するための携帯電話事業者のサービスを利用して人命にかかわる避難情報等を発信しています。

(オ) 避難情報案内システム

避難情報は学区単位で発令しますが、自分が住んでいる学区等が分からない市民等向けに、電話で自動音声応答システムの操作ガイダンスに従って郵便番号を入力していただくことにより、学区ごとの避難情報を案内しています。

ウ 被災者支援業務

大規模災害時に多数の「被災者」を迅速に認定するため、災害直後に行う建物被害認定調査及びデータ化、り災証明発行と発行状況の管理、被災者台帳の管理をトータルにサポートする「被災者台帳システム」を平成 24 年度に導入し、京都市内で局地的に大きな被害をもたらした平成 25 年台風第 18 号による災害において初めて運用しました。

また、平成 30 年の大阪府北部地震を踏まえ、内閣府からの通知に基づき、建物被害が一部損壊の場合に限り、現地での調査を省略し、被災された方が撮影した写真等から判定を行う「自己判定方式」を導入し、迅速なり災証明書の発行に努めています。

さらに、令和 5 年 6 月、市民の皆様の利便性向上を図るため、り災証明書申請手続の電子受付を開始しています。

5 庁舎管理の推進

市庁舎は、かつて耐震性能の不足をはじめ、執務室の分散化や狭あい化等の多くの課題を抱えていました。これらの課題を解決するとともに、大規模災害時の拠点施設としての機能を確保するなど、市民のための市役所づくりを実現することを目指し市庁舎整備を進めてまいりました。

平成 26 年度から本・西・北及び分庁舎の設計等を行い、平成 27 年度及び平成 28 年度に公表した基本設計及び実施設計に基づいて、平成 29 年度に本・西及び分庁舎の建設工事に着手し、平成 31 年 3 月に西庁舎、令和元年 5 月に

分庁舎、令和 3 年 8 月に本庁舎、そして令和 7 年 2 月に北庁舎が完成しました。

令和 8 年度については、市民の安心・安全な暮らしを守る防災拠点として、適正な庁舎管理を推進するとともに、誰もが訪れやすく、利用しやすい開かれた市庁舎として、市民の皆様に市庁舎整備の効果も実感いただけるよう引き続き取組を進めてまいります。

6 効果的かつ効率的な債権回収の推進

平成 27 年 6 月に全庁が一体となって適正な債権管理の取組を推進していくことを目的として、債権管理対策本部を設置し、資力のある滞納者に対する強制執行に向けた支払督促の実施のほか、債権管理・回収に携わる職員の育成の強化等に取り組んでおります。

また、平成 29 年 3 月に制定した京都市債権管理条例に基づき、債権の管理・回収に関わる事務処理手順を統一及び明らかにすることにより、債権管理の適正化を図っております。

これらの取組を通じて、引き続き効果的・効率的な債権回収を推進してまいります。

7 公契約基本条例に基づく取組の推進

平成 27 年 11 月に施行した京都市公契約基本条例に基づき、公共事業の市内中小企業への発注や、市内中小企業の下請参入を本市の方針として発信し、市内中小企業の受注等の機会の増大に努めています。

また、一定の公契約の受注者等に対し、労働関係法令の遵守状況についての報告書の提出を義務付け、違反者には、その事業者名を公表する等の措置を採ることにより、公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保に取り組んでいます。

これらの公契約基本条例に基づく取組について、その実施状況を、公契約審査委員会に報告し、様々な意見を聴取しながら、引き続き取組を推進してまいります。